

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
（附則第五十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国家公務員共済組合法の準用） 第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十二条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の十（第六項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二並びに別表の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第七十七条第一項、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「	（国家公務員共済組合法の準用） 第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十二条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の十（第六項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二並びに別表の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第一項、第六十一条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第七十七条第一項、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」

組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十五条 第三項	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十五条 第三項	（略）	（略）
第五十九条 第一項	組合員の 組合員で 地方の組合の給付又は私立 立学校教職員共済法によ る	加入者の 加入者で 他の法律に基づく共済組 合の 他の法律に基づく共済組 合の
	地方の組合で	他の法律に基づく共済組

第六十三 第四項	第六十一 第二項	〃	第五十九 第三項第二 号	
(略)	組合員で 、組合員	〃	地方の組合 組合員、私学共済制度の 加入者	被保険者を含む
(略)	加入者で 、加入者	〃	他の法律に基づく共済組 合	被保険者をいう
		〃		

第六十三 第四項	第六十一 第二項	〃	
(略)	もとの組合 組合員で	〃	当該組合 被保険者を含む 組合員、私学共済制度の 加入者
(略)	事業団 加入者で	〃	加入者 被保険者をいう 組合員
		〃	合で

	〃 〃	第三項 第二項及び 第六十七條	第六十七條 第一項	〃 〃	第三項 第六十六條	第六十六條 第一項	第六十四條
	〃 〃	組合員で	(略)	〃 〃	組合員で	(略)	組合員で
	〃 〃	加入者で	(略)	〃 〃	加入者で	(略)	加入者で
	〃 〃			〃 〃			

第二百二十六 條の第五 項第一号の 二	〃 〃	第六十七條 第一項	〃 〃	第六十六條 第一項	
五十五歳（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十五條第一項に規定する定年に達したことにより退職した自衛	〃 〃	(略)	〃 〃	(略)	
五十五歳	〃 〃	(略)	〃 〃	(略)	
	〃 〃		〃 〃		

附
則

附則第十二 条第五項				
	(略)	標準 期末手当等	標準 報酬の月額の	
	(略)			
	(略)	標準 賞与	標準 給与の月額の	

（掛金）
第二十七条（略）

2（略）

3 前二項の規定による掛金は、加入者の標準給与の月額及び標準賞与の額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額及び標準賞与の額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

附
則

附則第十二 条第五項			官のうち当該定年が五十 五歳未満である者にあつ ては、当該定年	
	(略)	標準報酬の月額の		(略)
	(略)	標準給与の月額の		(略)

（掛金）
第二十七条（略）

2（略）

3 前二項の規定による掛金は、加入者の標準給与の月額（長期給付に係る掛金にあつては、標準給与の月額及び標準賞与の額とする。以下この項において同じ。）を標準として算定するものとし、その標準給与の月額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

官のうち当該定年が五十
五歳未満である者にあつ
ては、当該定年

(短期給付等に係る標準給与の区分等の特例) 25 (略) 26 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二条第一項中「区分」とあるのは「区分（附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」と、第二十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」とする。	(短期給付等に係る標準給与の区分の特例) 25 (略) 26 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二条第一項中「区分」とあるのは、「区分（附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」とする。
---	---